

令和5年第3回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（令和5年9月7日）

議事日程（第2号）	19
日程第1 一般質問	21
1. 山本 精 議員	21
2. 藤本 英樹 議員	25
3. 上野 雅央 議員	29
4. 山内 実貴子 議員	35
5. 宇佐美 まり 議員	43
6. 今西 利行 議員	48
7. 森山 高広 議員	57
8. 榎木 憲法 議員	60

令和5年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年9月7日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 山本 精 議員
2. 藤本 英樹 議員
3. 上野 雅央 議員
4. 山内 実貴子 議員
5. 宇佐美 まり 議員
6. 今西 利行 議員
7. 森山 高広 議員
8. 榎木 憲法 議員

1. 出席議員

議長	12番	浅田 晃弘	議員
副議長	1番	山内 実貴子	議員
	2番	榎木 憲法	議員
	3番	馬場 哉	議員
	4番	森山 高広	議員
	5番	山本 精	議員
	6番	宇佐美 まり	議員
	7番	藤本 英樹	議員
	8番	今西 利行	議員
	9番	上野 雅央	議員
	10番	原田 周一	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西	谷	信	夫	君
副	町	山	下	康	之	君
教	育	奥	村	博	已	君
政	策	星	野	欽	也	君
総	務	奥	谷		明	君
担	当	垣	内	清	文	君
理	事					
建	設	黒	川		剛	君
事	業	村	山	和	弘	君
担	当					
理	事	中	地	智	之	君
教	育	廣	島	照	美	君
次	長	中	村	浩	二	君
総	務	岡	崎	一	男	君
課	長	岩	井	直	子	君
企	画	谷	出		智	君
財	政	田	村		徹	君
課	長	下	岡	浩	喜	君
税	住	長	谷	川	み	ど
民	課	立	原	信	子	君
課	長					
福	祉					
課	長					
健	康					
対	策					
課	長					
子	育					
て	支					
援	課					
長						
建	設					
環	境					
課	長					
産	業					
観	光					
課	長					
上	下					
水	道					
課	長					
会	計					
管	理					
者	兼					
会	計					
課	長					
社	会					
教	育					
課	長					

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	矢	野	里	志	君
庶	務	係	長	重	富	康	宏	君

開 会 午前10時00分

○議長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎一般質問

○議長（浅田晃弘） 日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に質問を許します。

山本精議員の一般質問を許します。山本議員。

○5番（山本 精） 皆さん、おはようございます。

2023年9月議会の一般質問を、通告に従い、まず最初に山本精が行います。

この二、三日、めっきり涼しくなってきましたが、今年の夏は非常に暑い日が続きました。皆さんもお体にご自愛をしていただきたいというふうに思っています。

その中で、私の一般質問ですが、2件あります。

1件目には、自衛隊員の募集についてです。特に、自衛隊に対する適齢者名簿、高校卒業時の18歳と大学卒業時の22歳の提供について質問します。

近年、自衛隊への応募者数が減少傾向をたどる中、自衛隊員の募集業務をめぐる自治体への働きかけが、以前にも増して強化されています。防衛省が自衛官や自衛官候補生の募集に関し必要な資料だとして、募集対象者の住民基本台帳情報4項目、氏名、生年月日、性別、住所を紙または電子媒体で自衛隊に提供するよう求める依頼を毎年続け、従来の台帳閲覧による対応から逸脱し、住民の個人情報を名簿や宛名シールなどの形式で自衛隊に提供するよう求めています。本町の提供状況はどのようになっているんですか。

○議長（浅田晃弘） 廣島税住民課長。

○税住民課長（廣島照美） 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、山本議員のご質問にご答弁申し上げます。

自衛隊については、我が国の防衛のみならず、国際平和のための活動や国内外の災害派遣など、平和と安全及び国際社会の安定を確保するための、重要な役割を担っていただいております。

そのような中、これらの任務を全うするためには、人材確保が重要となっており、本町としても可能な支援を実施しているところです。具体的には、本町では、自衛隊法及

び自衛隊法施行令に基づき、自衛隊からの依頼を受けて、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報に関する資料としてリストを提出し、作業終了後に返却いただいている状況です。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 自衛隊への適齢者名簿の提供は、2019年1月から2月にかけて、当時の安倍首相が衆議院本会議や自民党大会などで、「全国の6割以上の自治体から必要な協力が得られていない」と繰り返し発言したほか、同時期に、自民党政務調査会が自衛隊への名簿提供に関し、所属する国会議員に選挙区内の自治体の状況を確認するよう求める通知を出すなど、政治的な圧力が加えられたことを機に、2022年度には61%に増加しています。

本町では、自衛隊の名簿の協力は、もともと住民基本台帳閲覧で行われていたのですか。また、今の名簿提出はいつから始めたのですか。

○議長（浅田晃弘） 廣島税住民課長。

○税住民課長（廣島照美） 適齢者情報の提供方法については、以前は閲覧により対応しておりましたが、平成26年4月に、防衛大臣から自衛官募集等の推進について、地方自治体へ紙媒体等での提供に対する協力要請がなされたことを受け、本町でも自衛隊法、自衛隊法施行令に基づき、平成26年度から紙媒体で提供しております。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 住民基本台帳法2006年の改正に伴い、個人情報保護に留意して、記載の情報を原則非公開としています。

一方で、同11条1項では、国の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、自治体に対して台帳の閲覧を請求することが可能とされています。

そもそも原則非公開のものが、公用・公共性の名の下で閲覧が認められている時点で、格別の意が用いられていると考えられます。

また、自衛隊は、主に募集案内のダイレクトメールを郵送する目的で、自治体から住民基本台帳情報を入手しているとされていますが、防衛省、陸上幕僚幹部の内部資料、募集広報媒体認知度等調査報告書では、当該年度の自衛隊への志願者に対し、自衛官等募集があることを初めて知った募集広告等は何かという質問に、トップはホームページ等（スマートフォンを含める）で18.7%、次いで親、親戚13.7%、学校・教師13%で、自治体から入手した個人情報を基に送られる地方協力本部の郵便物で知ったというのは、わずか1.4%にすぎません。この結果から見ると、適齢者名簿などの情報提供を得なけ

れば、自衛隊の募集活動が著しく困難になることは、見受けられない状況です。

また、情報提供ということで、義務でもないわけです。

こういった点からも、住民に知らされない、住民が知らないうちの個人情報の提供はやめるべきではないのですか。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 令和2年12月には、自衛官、または自衛官候補生の募集に関し、市区町村長が住民基本台帳の一部写しの提供が可能であることの明確化について閣議決定され、令和3年2月には、市町村宛て通知があったところでございます。

議員ご指摘の募集方法に関する適否につきましては、本町が申し上げる立場にはございませんが、こうした経緯からも、情報の提供について法律上の問題はなく、現時点では、これまで同様の対応といたしたいと考えておるところでございます。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 今の答弁で、これまでどおり適齢者名簿の提出を続けるとのことですが、現在、名簿提供をしているのは全自治体の61%であります。個人情報を住民が知らないうちに自衛隊に名簿提出しないためにも、名簿提供をしていることを住民に広く説明するとともに、名簿提供をしてほしくない住民がいることから、鹿児島市などでは名簿提供を拒否できる制度として、名簿提供除外申請の案内が市から対象者に送られています。

本町ではもう少し進めて、「自衛隊の名簿提供に同意しますか。」このような内容の案内等を送り、名簿提供の同意申請を取るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 先ほどもご答弁申し上げましたように、情報の提供につきましては法律上の問題はなく、ご本人の同意は必要とされていないため、本町では、現時点では個人意志の反映や同意申請を取る予定はございませんが、今後の国等の動向や方針を十分見定めてまいりたいと考えております。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 自衛隊による名簿提供は、単なる職業紹介の事務とは異なり、命のやり取りをする武力行使を実行する組織へとつなぐ糸口となるものです。このような事務にどのように関わるかは、自治体として極めて慎重な判断と責任が求められます。岸田自公政権がアメリカとの軍事一体化、軍事大国化の道に踏み出している今日、地方自

治体を、かつて戦前の戦争をするための国の下請け機関に変身させないために、このような自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うことには、中止を求めておきます。

次に、2件目、学校の熱中症対策についてです。

近年、夏の暑さは酷暑日が続くなど、毎日外に出るのが怖い状況になっています。今日の新聞にも、世界の温度上昇、これまでに最高だというふうな記事が載っていました。

そんな中、8月22日、北海道伊達市の小学校で体育の授業の後、小学2年生の女の子が倒れ、熱中症の疑いで病院に運ばれましたが死亡しましたという報道がありました。

本町の学校内での熱中症対策についてお聞きします。

室内での授業については、全教室にエアコンが設置されており、問題はないかと思いますが、屋外での体育授業等での対策はどうなっていますか。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 小・中学校におきましては、暑さ指数測定器を設置しており、暑さ指数、WBGTに応じた対応を行っております。

WBGTが31以上になったときには運動を中止するとの熱中症予防運動指針に沿っており、屋外で体育の授業を行わないこととしております。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 暑さ指数、今言われましたが、これはどのような方法で生徒に知らされているのですか。

また、31以上になった場合は、授業の途中でも中止するというのでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 小学校では、知覚的に分かるように昇降口に表示、または放送により知らせています。中学校では、養護教諭及び管理職が管理し、教員を通じて生徒に知らせています。

授業途中であっても、WBGTが31以上になったときには、屋外の場合は屋内に場所を移動する、屋内で換気を十分行い、数値を下げるなどの対策を行っていますが、それでもなお数値が高い場合は、中止する運用としているところでございます。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○5番（山本 精） 今や熱中症対策は、命に関わる問題でもあります。十分に状況を把握し、手遅れにならないよう早め早めの対策をするよう求めておきます。

以上で、本定例会の山本精の一般質問を終わります。

○議長（浅田晃弘） これにて、山本精議員の一般質問を終わります。

続きまして、藤本英樹議員の一般質問を許します。藤本議員。

○7番（藤本英樹） 皆様、改めまして、おはようございます。

通告に従いまして、9月定例会一般質問を行いたいと思います。

今回は、ふるさと納税制度について質問をしたいと思います。

本町のふるさと納税は、制度開始以降、順調に右肩上がり推移してきており、令和4年度決算において2億815万円の寄附金を全国各地の方々からいただいていたことは、大変喜ばしく思っております。

これもひとえに創意工夫を凝らした取組や、返礼品確保にご尽力いただきました担当所管の、ご努力のたまものだと評価しております。

昨年度のふるさと納税の詳細につきましては、改めて決算特別委員会で審議されることになろうかとは思いますが、制度開始以降、寄附金額の推移と主な人気返礼品について整理したいと思いますので、ご答弁いただけたらと思います。

○議長（浅田晃弘） 中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） 平成20年度に創設されたふるさと納税ですが、本町では、平成27年度から返礼品を用意して取組を始めました。開始当初は75万円であった寄附金も、年々返礼品の拡充を図る中で、平成29年度には2,100万円超、3年後の令和2年度には1億円を突破する1億3,700万円、そして令和4年度には60事業者から400品目以上の返礼品をそろえ、2億円を超える規模にまで拡大を続けてまいりました。

また、人気返礼品につきましては、戦略面、ご協力いただく事業者への配慮から詳細な順位等の公表は差し控えをさせていただいておりますが、金額ベースで申し上げますと、抹茶・ほうじ茶スイーツや抹茶飲み比べセットなど、お茶に関する商品が上位を占めるほか、天然素材を用いた手作りシャープペンシルといった工芸品も人気を集めているところでございます。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 総務省は、令和5年10月からふるさと納税制度のルール変更を行うと発表されました。地場産品に該当するが曖昧な返礼品が増えてきているため、線引きの厳格化が狙いとされております。

ふるさと納税の返礼品は、地元経済の活性化を第一に掲げ、地場産品に限られてきておりました。ここ最近、一部の自治体で、例えばほかの自治体や海外の肉を購入して熟成の名目で保存し、地場産品として寄附金を募ったり、他地域産の家電と地元産のタオ



ルをセットにして地場産品と称して返礼品としていた自治体もあったようです。

今後は、返礼品として送る品物や商品は地元産に限られることとなります。

この全国的な制度見直しにより、本町が受けるメリット、デメリットについて質問したいと思います。

○議長（浅田晃弘） 中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） ふるさと納税は、故郷への思いを寄附という形で個人の意思により納税先を決められる制度であり、それは首都圏と地方の税収格差の是正や自治体の努力によって財源確保を図る仕組みであると理解をしております。

一方で、自治体間の競争激化に伴い、ご質問のような事例や寄附増収のための安易な経費支出が顕在化してきたことを受け、その対策として新たなルールがつけられているところです。

地場産品を拡大解釈した、度を越えた返礼品に対する抑止は、一定必要と考えますが、規制を優先するあまり、地場産品の判定に定量的な基準が設けられるなど、画一的な物差しではその本質的な価値を測りがたい品もある中で、取り下げざるを得ない返礼品が出てきているのも事実です。

また、寄附募集経費の範囲が見直されたことに伴い、当初計画していた広告等への投資ができなくなったことも、短期的な戦術面ではマイナスと捉えております。

しかしながら、本町のふるさと納税の取組は、ネットショッピング上での競い合いという競争的な視点ではなく、まちづくりの視点を捉えた取組こそが本質であり、地域が協調しながら創造していくという意味での「協創<sup>きょうそう</sup>」を理想としております。

つまり、総論として、今回の改正の趣旨と本町のふるさと納税の取組の方向性や理念は同じであると考えているところでございます。

本町といたしましては、これまで同様、財源確保や地域経済活性化だけでなく、資源・魅力・強みを見える化して、地域ブランド力を高めるとともに、シビックプライドの醸成を図っていく、さらに特色ある使い道、「未来挑戦隊チャレンジャー育成プロジェクト」で未来を担う子どもたちに投資をするといった、まちづくりの視点を捉えた取組を地道に着実に進めてまいりたいと考えております。

そして、これら取組を継続することで、今回の改正が長期的には本町にとって追い風になるのではと考えております。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 一方、京都府は同じく令和5年10月から広域自治体としてふるさと

納税に参入し、集まった寄附金から経費を除いた残りの半分、おおむね25%を市町村に配分する仕組みを新設されることとなりました。

府が参入を計画された背景には、京都市の62億3,800万円を筆頭に、2位の亀岡市30億9,900万円、3位京丹後市9億2,700万円と上位3市で市町村全体の約80%を占めるという現状に対して、人気のある特産品が少ない自治体は単独で返礼品を増やしにくいという事情もあって、上位と下位では最大で約3万倍以上の格差が生じてきているための格差是正措置として、府全体の税込底上げを図ることとされております。

本町は、先ほども申し上げましたが、制度開始以降、順調に右肩上がり推移してきており、令和3年度のランキングでは京都府内第7位、町村に限っては第1位となっております。

今後、府も本格的に参入されますと、町単独での納税窓口と、府に本町の地場産品を連携返礼品として提供して府を窓口とする納税窓口の2通りとなるのか、確認したいと思っております。

○議長（浅田晃弘） 中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） 返礼品によりましては、納税窓口が2通りとなることもあり得ます。ただし、この品の選定については、本町の同意を得て京都府が選定をすることとなっております。本町の既存の返礼品全てが連携返礼品となるわけではございません。

ご質問の寄附金の受入れ先に関しましては、議員お見込みのとおり、京都府の窓口を通じた寄附金は京都府へ、本町のサイトを通じた寄附金は本町の歳入として処理することとなります。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 寄附窓口が2通りとなりますと、本町の返礼品の一部を府にも提供すれば、京都府というブランドに対してふるさと納税を検討されている方々の目にも止まる可能性も高くなる半面、本町ふるさと納税サイトへのアクセス数が減少し、結果的に本町への納税者が減少する可能性もあるのではないかと危惧をしておりますが、そのあたりについてどのように考えているのか、確認したいと思っております。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 京都府は、自らの財源調達的手段としてだけでなく、広域自治体として市町村と協調しながら、自治体の稼ぐ力の底上げを通じた府内の均衡ある発展につなげるという目的で取り組まれるものであります。

本町に対しても、募集に先立ち、京都府から、「競合や財源の奪い合いをするつもり

は全くなく、府と市町村がウィン・ウィンとなるような連携と協力」を求められました。

本町といたしましても、府の取組の趣旨に賛同し、府が関わることで増える機会や広がる可能性を模索する中で、京都府と連携しながらポジティブに取り組んでまいりたいと考えていると応じたところでございます。

危惧いただいております本町ふるさと納税サイトへの流入減につきましては、逆に、「京都」というブランドの訴求力によって引き上げられるよう、また、府内全域の底上げやオール京都での露出、評価にも貢献できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） 京都府が関わることで増える機会や広がる可能性を模索する中で、京都府と連携しながらポジティブに取り組むという答弁がありましたが、本町として具体的にどのようなことを試みようとしているのか、どのようなことを期待しているのか、考えがあれば確認したいと思います。

また、京都府の新制度では、各市町村の返礼品を府が統括し、府が事業展開することが可能になるとも聞いております。例えば、宇治田原町産のかぶせ茶と京田辺市産の玉露をセットで、府の連携返礼品として受付することも可能と聞いております。ほかの市町村の返礼品と合わせて提供することができれば、ふるさと納税制度を利用されている方々にとっては、府内様々な市町村での返礼品を同時に頂くことが可能となり、より魅力的になるのではと思いますが、その制度についても、現時点での町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、藤本議員のご質問にお答え申し上げます。

返礼品に関しましては、例えば、既存のもので言うと、本質的な価値があるにもかかわらず、それほど注目が集まっていない品や、新たな角度の挑戦的な返礼品、例えば移住を切り口にした返礼品、新しい体験型の返礼品など、こういった取組については、京都府の発信力をお借りしたいと考えておるところでございます。

さらに、本町の未来挑戦隊チャレンジャー育成プロジェクトは、全国に先駆けた特色ある使い道の取組であり、使い道にこだわる自治体が多くなることで、府内はもちろん全国的に地域活性化が進むと考えますことから、広くPRに努め、徐々にメディア・媒体で取り上げていただいているところであります。

今回の京都府の取組と連動する形で、先進事例として発信していただくことができ

ば、さらにメディア等に取り上げられる可能性が高まるものと考えておるところでございます。

また、加えまして、京都府の受託事業者は商品開発とともに、磨き上げやマーケティングが担えるとお聞きしておりますので、町内事業者へのコンサルティング的な役割も担ってもらえるものではないかと期待もしておるところでございます。

なお、他の自治体との連携に関しましては、広域的な取組の利点であり、本町としても体験型を含めた他市町村とのセット返礼品について、新たな魅力の発信や寄附獲得のチャンスと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 藤本議員。

○7番（藤本英樹） この10月より、制度が大幅に変更されることに伴い、どのように展開していくかによって、本町のふるさと納税事業が今後も成長し続けられるか、はたまた衰退するかの分岐点だと思います。

現在の制度では、町単独での運営が頭打ちになる懸念もありますが、この制度改正を新たなチャンスと捉え、ポジティブな取組による好循環を生み出しながら、今後さらなる成長、発展につなげていただくことを期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（浅田晃弘） これにて、藤本英樹議員の一般質問を終わります。

続きまして、上野雅央議員の一般質問を許します。上野議員。

○9番（上野雅央） 皆さん、おはようございます。

議席番号9番、上野雅央でございます。

それでは、通告に従い、質問いたします。

自転車の、交通安全対策についてであります。

今年の夏は、日本観測史上最も暑かったということが気象庁より発表されました。ここに来て、ほんの少しですが秋めいてきたのではないかと感じられる毎日となりました。

過ごしやすい気候になると、外出の機会も増えてまいります。そういった状況におきましては、交通事故のリスクも高くなり、交通安全意識も高めていくことが求められるのではないのでしょうか。

特に、自転車利用が活性化する一方で、自転車利用中の交通事故がこれまでになく問題になっています。警察庁によりますと、自転車利用中の交通事故の件数は、総数では

減少しているものの、交通事故全体に占める自転車関連事故の割合は増してきており、自転車の安全な利用及びその見直しが重要になってきているところでございます。

京都府内における自転車の交通事故の特徴としても、自転車事故の発生件数は年々減少してきているものの、自転車事故の割合はここ数年ずっと事故全体の2割を占めているということでもあります。

その実態は、出退勤・登下校時間帯に多く発生しており、自転車に関係する事故の約7割は、自転車側の違反が原因となっているところでございます。

主な内容は、交差点の安全進行義務違反や安全不確認など、周りの動きをよく見ていないことによるものとなっております。

本町に目を向けてみますと、特徴といたしまして、中学生の自転車通学及び事業所勤務の自転車利用者が多いという実情があります。特に、通勤時の国道においては、車両・自転車・歩行者が多く、非常に危険な状況にあります。

そこで、自転車における安全利用を促進するため、その考えについて質問いたします。

まず、1つ目です。令和5年4月から、全ての自転車利用者に乗用中のヘルメットの着用が努力義務化されました。半年が経過した今、その意識が希薄なものとなっていないか、危惧しているところであります。

内閣府が今年6月に発表した「令和5年度版交通安全白書」によると、平成25年から令和4年の自転車乗車中の死亡事故について、ヘルメット着用時と比較して、非着用時は致死率が約2.4倍になるということです。おとしまでの5年間に自転車に乗っていて交通事故で死亡した人は2,145人。このうち6割が、頭部の衝撃が致命傷だったということです。ヘルメットの着用で頭部に同じ衝撃を受けても致死率は半分程度に軽減できるということで、国としても積極的に着用を促していきたいという考えです。

自転車愛好家などで作る団体が全国でヘルメットの着用率の調査を行ったところ、愛媛県が全国トップの29%でした。これは、26年に自転車で通学中の高校生が車にはねられ死亡する事故が相次いだようです。県教育委員会は、県立高校の生徒などに対してヘルメットの着用を義務化し、ヘルメットをテーマにした川柳コンテストを開催するなど、あの手この手で普及に力を入れてきたことが、着用率を向上させたようです。

本町におきましても、自転車利用中の交通事故を1件でも減少させたいという願いのなか、事業者や学校、地域など各方面が一体となって着用率向上に努めることが重要ではないでしょうか。

そのために、町として、いま一度ヘルメット着用をもっと啓発するべきだと思います

が、所見をお聞かせ願います。

○議長（浅田晃弘） 村山総務課長。

○総務課長（村山和弘） それでは、上野議員の自転車の交通安全対策につきましてのご質問にご答弁を申し上げます。

上野議員におかれましては、日頃は通学児童生徒の見守りなど交通安全啓発にご尽力いただいておりますことに対しまして、まずもって心からお礼を申し上げます。

自転車の利用につきましては、道路交通法において、保護者に対して13歳未満の子どもにヘルメットを着用させるという努力義務が課されておりましたが、昨年、年齢を問わず、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用を努力義務化する法改正が行われまして、本年4月1日から施行されました。

議員がご指摘のとおり、内閣府や警察庁の資料によれば、自転車での死亡事故の半数以上が頭部損傷によるものであり、ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用している場合と比較して2倍以上高いとされております。

町におきましても、ヘルメット着用の重要性を鑑みまして、今回の制度改正についての周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

また、自転車通学の生徒に対しましては、毎年、維孝館中学校前におきまして、ヘルメット着用や自転車の安全利用を推進する目的で、本町交通対策協議会委員のほか、綴喜交通安全協会宇治田原支部役員、また田辺警察署交通課署員、維孝館中学校教職員、そして町職員らが自転車通学で登校する生徒に、ステッカーや啓発パンフレットを渡し、自転車の安全利用を呼びかけるなど啓発活動を行っているところでございます。

今後とも、大切な命を守り、安心して暮らすことができるよう、自転車の安全で適正な利用や交通ルールを住民の皆様へ町ホームページや町広報紙での情報発信、綴喜交通安全協会宇治田原支部、田辺警察署、さらには工業団地管理組合とも連携しながら、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 上野議員。

○9番（上野雅央） 自転車利用時にヘルメットを着用することで、気持ちも引き締まり、安全走行に対する意識が高まると思います。交通事故を少しでも減らすために、みんなで見守りと工夫を持って、継続的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、国道307号歩道の自転車通行可の部分における交通安全についてであります。

朝昼の混雑時においては、交差点などの危険箇所において、自転車から降りるなどの

啓発をしていけないかと思いますが、いかがでしょうか。

朝の忙しい時間帯こそ、安全走行の意識が求められると思います。町としての所見をお聞かせください。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 自転車通行が可能な歩道の安全対策につきましては、先ほどのヘルメットの着用と同様に、大切な命を守り、安心して暮らしていただくことができるよう、自転車の安全で適正な利用や交通ルールを住民の皆様へ町ホームページや町広報紙等を通じて情報発信することはもちろん、教育委員会、学校、また工業団地管理組合等とも連携しながら、自転車の安全利用の呼びかけなど、さらなる周知に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（浅田晃弘） 上野議員。

○9番（上野雅央） 私も、町内の危険箇所を確認し、ともに啓発していくなど、今後とも警察や関係機関に情報提供できればと考えております。

それでは、次の質問に移ります。

都市計画道路宇治田原山手線の、安全対策についてであります。

都市計画道路宇治田原山手線の整備につきまして、質問いたします。

西谷町長が描かれてきた新名神高速道路を中心とする、宇治田原町周辺の道路整備が日々進んでいることを、ここ最近実感できるようになりました。今年5月には、国道307号の町の境界付近から城陽市側が整備されました。8月末に（仮称）犬打峠トンネルの貫通ニュースもありました。そして、何とんでも都市計画道路宇治田原山手線が、6月に役場庁舎から南バイパス交差点までの一部供用開始をされたことが、本町にとりまして今年一番の喜びではないかと思えます。

先日、私も参加させていただきました「都市計画道路宇治田原山手線の早期完成を求める住民会議」の啓発活動があり、その中でも特に西谷町長の全線開通に向けての意気込み、そして思いを強く感じ、工業団地をはじめ、ますます全線の完成を望む声の大きさを実感したところでございます。

この宇治田原山手線の一部供用により、国道307号の停滞が少し和らいだようにも感じております。目的どおり、幹線道路のバイパス機能としての効果が表れている結果であり、今後の宇治田原町の発展への可能性を感じさせる道路ではないかと思っております。

逆に言えば、分散化された車両が宇治田原山手線を通行するということですので、今

後、全線開通により道路のニーズはますます高まることになるわけであり、さらに、（仮称）犬打峠トンネルが開通すれば、府道宇治木屋線からの交通量が増えることは容易に想定されるものであり、京都府南部の発展にも寄与する可能性のある道路だと考えるところでもあります。

これからは、交通安全対策にも傾注し、安心安全のための施策を展開していただきたく思っております。

明けゆく未来に向けて、町としての考えをお聞きしたいと思います。

まず、新名神高速道路進入交差点となる国道307号と南バイパス、宇治木屋線の交差点及び先般供用されました宇治田原山手線と南バイパスの交差点のこの2か所は主要な交差点となるものであり、今後の交通量を見込んで、信号機設置はいつ頃になるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

まず、議員の皆様におかれましては、先日も猛暑の中、山手線住民会議主催の啓発活動にご参加いただきまして、大変ありがとうございました。

本町の悲願であった宇治田原山手線の供用は、住民の皆様だけでなく、工業団地の皆様の通勤を緩和し、企業経済活動に寄与できているものと感じております。

今はまだ宇治田原山手線への通行量は多くないようですが、今後のニーズを考えますと、交通安全対策にも力を注いでいかなければならないと考えており、京都府と連携し、通行される方々の安全が確保できるよう努めていきたいと考えております。

さて、ご質問の信号機の設置についてでございますが、国道307号交差点については、新名神高速道路開通に合わせた時期となりますので、予定ですと令和6年度末頃かと存じます。また、南バイパス交差点部におきましては、全体の交通量がまだ少ない時期ですので、現段階での予定は山手線の全線開通時期となりますが、（仮称）犬打峠トンネル開通も一つの契機かと考えますので、地域住民の交通安全も考慮し、京都府並びに警察への要望をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 上野議員。

○9番（上野雅央） ご答弁いただいたとおり、地域住民の交通安全を考慮のうえ、京都府や警察署・公安委員会など、道路交通状況を共有していただきたいと思います。



信号機設置に当たっては、道路管理上の判断だけで簡単に設置されるものではないと承知しておりますが、どうかタイミングを逸することなく、よろしく願いいたします。

さらに、信号機のみならず、交通量の増加に伴って、高齢者及び子どもたちの安全確保や交通マナーの向上に向けた適切な安全対策も、その都度ご検討いただきたいと思います。

では、次の質問に参ります。

こうしたインフラ整備により、交通量だけでなく、沿道での企業立地も予測される都市計画道路宇治田原山手線でもありますが、さきの一般質問でもおっしゃりました全線での大型物流施設ですが、新名神開通後、数年度内で事業を開始されるのではないかと答弁をされました。変わりゆく宇治田原町ですが、この環境の変化は、働く場所が増え、人の流れができ、町に活気を与えるものと大いに期待を寄せております。

ただ、それまでの間、夜間は人気も明かりもない真っ暗な道路であります。山を切り開いた道でもあり、鹿など獣が道路を横断している現状があります。これは、宇治田原山手線だけではありません。国道307号の城陽市側や立場林道も同様に鹿など有害獣が突然飛び出し、多数の事故を起こしています。

こうした状況にドライバーの注意喚起だけでは難しいものと思いますので、道路沿いをもっと明るくしてはどうかと考えています。立地予定の企業の協力が得られることも含めて、企業の照明で照らされることで、野生の獣が道路を往来しないようになることも期待しているところです。

しかしながら、それまでの間、数年の間なのかもしれませんが、沿線住民をはじめ通行車両などが危険な状態にさらされて、安全が図られないことも懸念されます。ぜひとも宇治田原山手線沿いが明るくなって、道路としての機能が十分果たせるように期待を込めて、道路照明や防犯灯の設置をするべきではないでしょうか。

夜の道が明るくなると、夏の間は昼間の猛暑や、日没の早い冬場にできなかったウォーキングもできますし、健康長寿への誘導にもなります。防犯灯設置に向けての所見を、お聞かせ願います。

○議長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

山手線の整備は、沿道での企業立地が進み、雇用のみならず地域経済やまちの活性化等々、本町に大きなメリットをもたらします。一方で、沿道に企業等が立地されるまでの間、議員ご指摘の防犯面等での懸念される状況にあることも事実でございます。

防犯灯の設置につきましては、道路管理者である京都府との協議を基本としますが、当該道路は沿道に防災機能を備える中央公園もあることから、緊急輸送道路の位置づけとなっております。これにより、無電柱化とされていますので、従来の電柱等に添架する防犯灯の設置が難しい状況です。

とはいえ、歩行者の通行の安全や防犯の観点からも、道路管理者の京都府と協議はしっかりとしていきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 上野議員。

○9番（上野雅央） 町長をはじめ町行政担当の方々には何かと汗をかいていただき、これからもご苦労が多いかと存じますが、どうぞよろしく願いいたします。

そして、京都府とともにさらに連携を密に取っていただき、宇治田原山手線が京都府南部にとっても高いポテンシャルを持った道路であることをみんながしっかりと認識し、その安全対策に取り組んでいただければと思います。

私も、地域の安心安全を念頭に、常に状況把握に努め、情報提供などできればと考えております。ともに町の明るい未来に向けて、邁進したい思いでいっぱいであります。

以上、質問を終わります。

○議長（浅田晃弘） これにて、上野雅央議員の一般質問を終わります。

続きまして、山内実貴子議員の一般質問を許します。山内議員。

○1番（山内実貴子） 山内実貴子でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、1件目は、熱中症対策についてでございます。

まず、学校での熱中症対策についてです。

年々暑さが厳しく、本年は早い時期から「命に関わる危険な暑さ」という表現が多く聞かれるようになりました。また、熱中症警戒アラートが毎日のように発表され、高齢者はもとより、若い世代でも外出を控えるように、水分補給を十分行うようにとの注意喚起が頻繁に耳に入ってくる、そんな日々でした。

こうした状況下で、「中学生が下校途中、熱中症で亡くなってしまった」、「小学校の運動会の練習中、多くの児童が緊急搬送された」等、毎日のように報道をされておりました。

以前ご質問した中でも、小・中学校ともに暑さ指数計を設置し、暑さ指数を確認した上で、熱中症予防のための運動指針に基づき対応しているとお聞きしておりました。

しかしながら、連日、熱中症警戒アラートが発表されている中で、夏休み期間も中学生がクラブ活動に参加するため自転車で登下校する姿を多く見受けました。

中学校での熱中症予防のための具体的な取組状況についてお聞かせください。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 本町では、小中学校に暑さ指数測定器を配備し、暑さ指数WBGTを常時測定しています。

小学校では、WBGTが28から31の嚴重警戒時には、体育授業実施場所の変更、種目の変更を行っております。昼休み時間などでは、外遊びの自粛を呼びかけています。31を超えた運動は原則中止のときには、体育の授業を中止としています。

中学校でも、小学校と同様としていることに加えて、30分置きぐらいに水分補給の呼びかけを行い、給水を確認した上で活動するようにしています。また、保健室には経口補水液を常備するとともに、万が一の場合には、ちゅうちょなく、救急要請を行うことを全職員が共通認識を持って対応しております。

各種大会終了後の夏休み期間中は、暑さが厳しくなる午後の時間帯を避けたクラブ活動としてきました。小・中学校ともに議員の質問にもありましたように、「命に関わる危険な暑さ」に対応すべく、各種取組を行っているところでございます。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 分かりました。暑さ指数をチェックしながら、安全に対応をお願いしたいと思います。

さて、今年の小学校の運動会は10月21日に開催されます。暑さが少し和らいだ時期なのかなと思います。

一方、中学校の体育大会は、今週の土曜日、9月9日に開催されます。長期の夏休み期間で、3年生はクラブ活動も終了し、夏休み明けの時期は暑さや運動に体が慣れておらず、熱中症になりやすいともいわれています。さきにお伝えした運動会練習中における熱中症の報道も、夏休み明けの集団発生ということでした。

9月に入ったとはいえ、まだまだ暑さが続く中で、短期間で体育大会の練習を集中的に行うことに不安を感じています。春の時期に体育大会を行っている学校や、本町の小学校でも10月に入ってからの開催となっています。ほかの授業でも、参加者への暑さの配慮から開催時期が変更されていることもあるのではないのでしょうか。

異常なまでの暑さが続く中で、中学校体育大会の開催時期について検討してもよいのではないのでしょうか。また、この時期に開催するのであれば、テントや給水場所の配慮

など特別な対応が取られるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 地球温暖化から地球沸騰化という表現を国連事務総長が会見で述べられるほど、毎年暑さが厳しくなってきました。

このような状況下で、小学校では9月から10月への移行を行いました。中学校では、他の行事、取組の関係で、本年につきましても例年と同時期の開催となっております。

年によっては暑さが幾分軽減されることもありますが、危機感を持って取り組むことが大変重要だと考えております。このため、議員からご指摘いただきましたテントや給水場所の確保のほか、定期的な休息時間の設定や冷やした教室に退避させる時間を設けるなどを行うとともに、生徒の状態変化に素早く気づくことができる態勢についても整えたうえで、実施していく旨の説明を中学校から受けているところでございます。

次年度以降につきましては、各種行事やカリキュラムについても調整したうえで、時期を後にずらすよう、教育委員会からも指導を行ってまいりたいと考えております。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 中学3年生にとっては最後の体育大会となり、思い出深いものとなるでしょう。万全な体制で体育大会が、晴れやかに行われますようにと願っております。また、開催時期についても、検討を今後お願いしたいと思います。

次に、水分補給についてお伺いしたいと思います。

小学校では、学校内でお茶を提供しており、不足する児童は利用できる状況のようですが、中学校での水分補給については、1日に必要とする水分は自己管理で対応できると認識していると、これまでの質問でもお聞きしており、補給はできない状況です。

しかしながら、連日の暑さで、大人でも自己管理が難しい中、状況の変化に対応して、中学校でも給水機などで補給できるよう、配慮が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 従前の状況下では、中学校生徒の自己管理に委ねることは妥当であると考えてきました。

しかしながら、先ほども答弁いたしましたように、尋常でない暑さの下では、万が一の対応よりも万が一を発生させない事前の対策がより重要になってくるものと考えます。

WBGTの熱中症予防運動指針の遵守はもとより、給水機をはじめとした施設整備についても課題や問題点の洗い出しとその解決を図った上で、安全な学校生活を送ること

ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 最近では、水道直結の電気を必要としない給水機や様々なウォータークーラー等があるようです。さらに安全に学校生活が送れますように、熱中症対策として水分補給の方法をご検討いただきたいと思います。

最後に、体育館での熱中症対策についてお伺いいたします。

近年の暑さで、学校でも体育の授業など運動活動も屋外では困難なことも今後ますます増えてくるのではないのでしょうか。

そういった中、体育館での活動が増えることも想定され、その熱中症対策も必要になってきます。換気だけでは到底体育館の使用も難しいでしょう。維孝館中学校の体育館は、夏場も部活動場所として利用もされています。また、小学校の体育館や住民体育館は、避難所としても開設されています。暑さが数十年前とは比べられないくらい厳しくなった今、住民体育館や小中学校の体育館での熱中症対策はどのようになっているのでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 先ほどの学校における熱中症対策で、WBGTを活用しているところとご答弁申し上げたところでございます。

屋外での活動が適切でない場合には、場所を体育館に変更して授業を行うこともあります。屋内であっても、暑さ指数計による測定を行い、運動が適切でないときには、内容を変更する対応を行っております。また、運動が可能な数値であっても、児童生徒への水分補給は常に留意し、身体の状態に注意する対応を行っているところでございます。

住民体育館におけます一般利用につきましては、利用者の判断により対応されているところでございますが、日中気温が上昇する時間帯は、職員から声をかけ、熱中症の注意喚起を行っているところでございます。

また、住民体育館、小学校等の体育館におきましても、窓を開放し、大型扇風機で空気を循環させるなど、施設での対策を講じているところでございます。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 特に学校での活動では、暑さ指数とともに、児童生徒の様子もしっかり見ていただきながら対応をお願いしたいと思います。

学校で行われる体育館での活動には、熱中症対策としてのマニュアル等があり、そのルールの中での活動になると思いますが、今までのマニュアル、また考え方の見直しも

必要になるかもしれません。

住民体育館では、使用者の取組に任せているということですが、対策が取られているかどうか、貸主としてのチェックもしていただきたいと思います。

この夏も、体育館での運動系の試合は、試合をしている方たちも応援する方たちも白熱し、暑さも加わり、熱中症を引き起こしかねない危険を感じたとの声も聞きました。

子どもたちが夏場でも活動できる場所として、住民体育館、学校体育館にも空調システムなどを導入しなければならない時期に来たのではないかと考えます。この夏、レンタルの大型冷扇機を活用して体育館で学童保育を行っている自治体もあり、今後、授業にも活用を考えているとの報道もありました。

本年も暑さはもう少し続くようですので、熱中症対策は気を抜くことなく行っていただき、来年度に向けても、どのような対策が取れるのか、今から研究していただき、予算も確保していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 今後の対策でございますが、今年は異常な暑さ、先ほどもありましたように、地球沸騰化とも言われ、夏のイメージが大きく変わり、この暑さの時期も長期化をしております。体育館にも空調の導入をというご指摘は、様々な場面でお聞きするところでございます。

住民体育館、小学校の体育館は空調導入を想定した建物ではなく、現在の体育館に空調を設置することは、設備機器、また室外機等の設置により新たな荷重が生じるなど、構造上の検討が必要となってまいります。そして、結果として、設置費用や電気代等の費用も非常に高額になることが想定されます。

ご提案いただきました対応可能な方策につきましては、学校側のニーズも踏まえまして、実態を把握し、今後財源や整備の手法について調査研究を進めてまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 地球温暖化、また地球沸騰化による熱中症の予防対策とともに、今、世界的に取組を進められている地球温暖化・沸騰化を抑える対策についての環境教育にも取り組んでいかなければならないと思います。子どもたちの希望ある未来をつくるための取組を、住民の皆さんを巻き込んで進めていかなければならないのではないのでしょうか。

暑さの厳しさが今後も続いていきます。そんな中で、暑さが厳しいから学習ができないというのは、教育環境としてはどうなのか。その時期に必要な学びの提供ができる環境づくりに、さらに尽力していただきと思います。

次に、2件目、健康対策についてお伺いたします。

1つ目は、子宮頸がんワクチンの勧奨についてです。

ワクチンで予防することができる子宮頸がんについて、令和4年9月議会でも質問させていただきましたが、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染予防に有効なHPVワクチンについて、国は、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回るとして、積極的勧奨を再開いたしました。本町でも、接種を希望される方の体制の確保にと、取り組んでいただいていると思います。

そして、9価HPVワクチンについては、国の動向を注視していくとのことご答弁でしたが、その後、動きがあり、本年度からは、よりカバー率の高い9価ワクチンも定期接種として使用できるようになりました。本町でのさらなる接種勧奨への取組について、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅田晃弘） 岡崎健康対策課長。

○健康対策課長（岡崎一男） ご質問にありましたように、子宮頸がんワクチンにおいては、本年度より9価ヒトパピローマウイルスワクチンも予防接種法に基づく定期接種に加えられ、希望する方は公費での接種が可能となりました。

これを受け、本町では本年4月に、町広報紙・ホームページでの掲載のほか、町独自に作成した各種健診・保健事業、予防接種をお知らせするパンフレット及び母子保健・予防接種事業予定表の配布による周知を行いました。

また、毎年度新しく周知を行う新しく定期接種の対象となった方とその保護者に加え、高校1年生までの定期接種対象者・保護者、さらには平成9年度から平成18年度生まれまでで国の定める定期接種の機会がなかった方、いわゆるキャッチアップ接種対象者に対しても、国が作成したリーフレットとともに、9価ワクチンが接種可能となった旨を個別に通知させていただきました。

これにより、基本的には、現在の接種対象者・保護者の全ての皆様に対して、子宮頸がんワクチンの周知が図られたと考えているところでございます。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 9価ワクチンが接種可能になったことへの周知は図られた、とのご答弁でした。

そういった取組から接種を決めた方もおられると思います。特に、キャッチアップ接種対象者へ、今後は希望していても時期を逃してしまわないようにするための取組をお願いしたいと思います。

令和4年度にキャッチアップ接種が開始され、令和7年3月31日までの3年間、1997年度生まれから2006年度生まれまで、公費で予防接種を受けることができます。これは、令和6年度末にはキャッチアップ接種が終了し、対象者が無料で接種できる機会を失うということであり、3回接種に半年間かかるため、キャッチアップ対象者が3回を公費で接種完了するためには、令和6年9月末までには初回接種を開始する必要があります。

子宮頸がんワクチンの副反応も含め、子宮頸がんワクチンの正しい情報とともに、現在未受診の方への積極的勧奨と、無料対象となるキャッチアップ接種終了への、再度の勧奨をと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 岡崎健康対策課長。

○健康対策課長（岡崎一男） ご指摘のとおり、何よりも皆様に子宮頸がんワクチンの正確な情報をお伝えし、その機会を選択していただくことが重要と考えております。

他の予防接種も同様ではございますが、子宮頸がんワクチンは高い予防効果が期待される一方で、副反応のリスクも伴います。また、接種対象者が未成年者を含む若年層の女性であることから、接種に関して非常に慎重な姿勢を持つ保護者の方もおられます。

こうしたことから、町といたしましては、今後も国が示すワクチンの効果や安全性等について正確な情報提供と周知を行い、接種を希望する方が子宮頸がんワクチンの公費接種期間を知らなかったことにより、機会を逃すことがないように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 子宮頸がんの予防は、ワクチン接種と子宮がん検診のセットで効果が出てくるものです。子宮がん検診についても個別に周知を行っていただいているようで、受診率向上への取組に期待いたします。

また、女性へのHPVワクチンの接種とともに、男性への接種にも取り組んでいる自治体があります。男性へのワクチン接種は、パートナーへの感染防止や男性自身の中咽頭がん、肛門がんなどの予防にもつながるとされています。このような取組も含め、今後も健康対策に取り組んでいただき、その効果が表れますようにと願っております。

次に、帯状疱疹予防ワクチンについてお伺いいたします。

帯状疱疹についても、令和4年9月に質問させていただきましたが、この間も70代の



方が帯状疱疹になり、半年以上も痛みが続いたという声や、60歳の定年を越えても元気に働きたいと思う中で、帯状疱疹の予防接種ができることを知ったが、費用が高く、悩んでいるとの声も聞きました。

帯状疱疹は、50歳以上の患者の約2割の方に長い痛みが残る帯状疱疹神経痛が起こったり、その後の生活に大きな影響を及ぼすものです。予防接種のワクチンは50歳以上の方が接種可能としておりますが、まだまだ働きたい方々が元気に働ける健康対策として助成制度をと考えますが、いかがでしょうか。その後の国の動向についてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 帯状疱疹ワクチンにつきましては、現状50歳以上の方を対象とした任意の予防接種が行われておりまして、その発症や重症化を防ぐといった一定の効果が認められておるところでございます。

一方で、あくまでも任意接種であることから、副反応へのリスク等も踏まえ、積極的に勧奨につながる公費助成の導入には、慎重にならざるを得ないと考えておるところでございます。

国においては、ワクチン接種の効果や安全性などについて専門的な見地から、予防接種法に基づく定期接種化に係る検討が継続されておるところでございます。

本町においても、町村会等を通じ、国に対して、必要となる財政措置を講じたうえで法に基づく定期接種への位置づけを要望するとともに、国や他自治体等の動向も注視しつつ、住民の皆様にとって安全な予防接種事業を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 山内議員。

○1番（山内実貴子） 国においては、帯状疱疹ワクチンについて、接種の効果や安全性など専門的な見地から予防接種法に基づく定期接種化について検討が継続されているとのことでした。

今、西谷町長のご答弁にもありましたが、国に対して必要となる財源措置を講じたうえで、法に基づく定期接種への位置づけをぜひ要望していただき、町においても住民の皆さんの「自分の身は自分で守る」との思いを健康意識の向上につなげていけるよう、今後も努めていただきたいと思います。

これで、私の9月議会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅田晃弘） これにて、山内実貴子議員の一般質問を終わります。

続きまして、宇佐美まり議員の一般質問を許します。宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） 宇佐美まりでございます。

通告に従いまして、地域公共交通についてお尋ねいたします。

人をつなげる、みんなで支える、ハートのまちの地域公共交通と題して、令和5年3月に地域公共交通活性化協議会より地域公共計画が策定されました。この間、約半年が経過しているものの、町内の移動手段としてうじたわ<sup>ら</sup>L I K E <sup>は</sup>ハートバス・<sup>は</sup>ハートタクシーが十分認知されていないように思います。

行政の取組につきましては、はハートバスのG T F S - J P に対応させ、グーグルマップで路線検索ができるようになったことや、うじたわL I K E はハートバス・はハートタクシーを身近に感じることができるよう、ハートでつなぐ公共交通フォトコンテスト2023を企画していただいているものの、みんなで支え、維持継続という機運については、利用者数を見ても、未だ高まっていないように感じます。

有償運行を開始した令和4年10月から考えれば、ほぼ1年経過した今、利用促進に向けて現時点での地域公共交通の現状と課題についてお尋ねいたします。

○議長（浅田晃弘） 垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 昨年10月に新しい地域公共交通として、うじたわL I K E はハートバス・はハートタクシーが運行し、今月末で1年を迎えます。

運行開始までに、自治会別の住民説明会や利用体験会を26回行い、町民の窓での周知も4月、8月、9月の3回行いました。また、それまでの地域公共交通会議を法定協議会に再編し、特に有償化に向けての議論がありましたので、計6回にわたり協議を重ねることとなりました。数多くの取組を経て、昨年10月から運行開始したところでございます。

既に奥山田、湯屋谷地区では実証運行を開始していたこともありまして、大きなトラブルもなくスタートして、昨年度の10月から3月の間では約3,600人、この4月から7月末までですと約2,800人の方に新しい地域公共交通をご利用いただきました。

また、今年度からは、本年3月に策定いたしました地域公共交通計画に基づきまして、バス停での利用者への直接的な啓発に加えまして、ことぶき大学での公共交通に関する講演会の開催や、バス利用者にスマートフォンで経路検索ができるよう、検索エンジンへの対応、それから公共交通を身近に感じてもらうと、インスタグラムを用いた初のフォトコンテストの実施など、様々な周知・啓発活動に取り組んでいるところでござい

す。

特に、このフォトコンテストでは90もの投稿がありまして、その認知度は徐々に高まりを見せている半面、乗車数は伸び悩んでおり、微減傾向でございます。

は一とバス、は一とタクシーの認知度が徐々に高まってきている一方で、車の運転ができなくなってから、は一とバスやタクシーを利用するとのことのご意見もよく耳にするようになりました。お元気でまだまだ必要ないという方もいらっしゃるのが現状なのかと感じております。知っているイコール即利用につながらないようにでございます。

鉄道のない本町では、移動手段として、徒歩に比べ体力のさほどいらない自家用車の利用が多く、車を中心とした生活が根づいている、そういうことも利用者が伸びない要因の1つというふうに考えております。

しかし、この少子高齢社会には公共交通が必要不可欠であると認識しております。住民の皆様のニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、周知・啓発活動とともに、さらなる工夫と利用促進策を考え、持続・継続していくことが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） 本町は高齢化率が町全体で3割を占めており、地区によっては4から6割を占める地域もあります。今後5年、10年先を考えると、自動車運転免許証の返納者が増えていくことも予想され、地域公共交通を維持継続していくことはとても重要なことだと思います。地域、交通事業者、行政の連携はもちろんのこと、何といたっても地域住民が一致協力し、住民みんなで支え、育てていくという意識が大変重要になってくると思います。

片や、現状を維持するために行政が補助金を支出して、路線バスを維持していることを知らない住民もたくさんおられると思います。例えば、収支状況や町からの補助金の額を住民に分かりやすく開示することや、路線バスへの乗り継ぎ支援策など、住民に訴えかけ、地域ぐるみで今の路線バスを維持・継続していこうとする機運を高めていくことも必要だと思います。

また、は一とバススクール線の運営状況等も示し、行政が地域住民と情報を共有し、ともに地域公共交通を守っていく取組も必要です。

また、地域住民に参加してもらってワークショップを開催することで、参加者に当事者意識が生まれてくると思います。今ある地域公共交通を住民とともに守り育ててい

くためには何が必要なのか、次の一步をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（浅田晃弘） 星野政策監。

○政策監（星野欽也） 議員ご指摘のとおり、高齢化社会の進展により移動手段も変化する事から、それを支える地域公共交通の維持・継続も不可欠となってまいります。

先ほどの答弁にもありましたが、昨年度、法定協議会となる地域公共交通活性化協議会を設置し、地域や利用者の代表者、さらには運行事業者に委員として参画していただき、様々な立場、視点からご議論をいただくとともに、奥山田・湯屋谷両区によるバス運営委員会では、は一とバススクール線や、は一とタクシーの休日利用を進めていただいているところでございます。

また、地域公共交通の維持可能な運行を進めていくために、「今、公共交通を利用することはないが、応援したい」という住民の方々へ地域応援定期券を販売するなど、地域のご理解とご協力を得ながら今日に至っているところでございます。

ご承知のとおり、町のみならず、国の補助金がなければ、将来にわたり地域公共交通を維持することは極めて困難な状況であり、地域・交通事業者・行政などの主体が適切な役割分担を進め、収支状況も含め、広く情報を発信し、共有を図りながら、地域の皆様に守り育てていく意識を持っていただき、協力支援の輪を大きく広げていくことが重要と思っております。

そのため、町広報紙やホームページ、SNSを通じて地域公共交通の現状をお伝えしていくとともに、モビリティ・マネジメントなど将来の利用に向けた活動と併せて、ことぶき大学や主要バス停での啓発活動などの取組を引き続き、長く継続していく必要があると考えているところでございます。

また、新たに地域の皆様が主体的に地域公共交通について考えていただけるよう、ワークショップを開催いたしますとともに、幹線・支線の利用推進と利便性向上についても活性化協議会の中でもすでにご議論いただき、ご所見を活用した乗り継ぎ支援策を試行することとしております。

地域公共交通は、地域にとって必要不可欠なアイテムでございます。また、将来にわたって必要な資産であると思っただけのよう、今後とも地域活性化協議会とともに連携しながら、様々な取組を検討し、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） うじたわL I K Eは一とバス・は一とタクシーの利用を促進し、認知度を向上させるためには、お茶のふるさとを生かし、本町に点在する多くの観光資源を活用した観光移動手段としての取組が必要だと思います。

地域公共交通計画の施策メニューの中にも、タクシーによる観光プランの設定やライド&ドライブを取り上げて、令和7年度から観光客のニーズに合わせた二次交通の確保と記載されています。

うじたわL I K Eは一とバス・は一とタクシーは、現時点で土日休日は利用できませんが、路線バスとは一とバス、は一とタクシーとの接続をより分かりやすくし、幅広く活発化するために、本町に点在する観光拠点に誰もが、アクセスできる仕組みなどは考えられないでしょうか。先ほど申しました地域公共交通計画の施策メニューも含め、今後どのように展開していくのか、お尋ねいたします。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、宇佐美議員のご質問にお答えを申し上げます。

鉄軌道のない本町にとっては、路線バスは、町内はもちろん、町外を結ぶ公共交通としてなくてはならない基幹交通でございます。

ただ、現状は、1人1台自家用車を所有していると言っても過言ではないほど、どこに出かけるのも自動車を中心とした生活が基本となっておりますのでございます。

その中で、新名神高速道路の完成を間近に控え、アクセス道路の整備が急がれている状況であり、去る6月18日には都市計画道路宇治田原山手線の役場庁舎から南バイパスの区間が開通したところでございます。本町にとっては、また私にとっても悲願の道路の供用に、多くの関係者に感謝を申し上げる次第でございます。

こうした道路の開通によりまして、町内の交通に、わずかではありますが、渋滞の緩和などの変化の兆しが見られるようになってまいりました。

また、アフターコロナを迎え、観光動向もコロナ前に戻りつつあり、京都市内には外国人を含む多くの観光客が訪れ、「お茶の京都」である府南部エリアにも人の流れが増えるなど、その余波は感じておるところでございます。

京都市内から宇治、そして本町へと観光ニーズが引き込めるよう、お茶の京都DMO、これを中心とした各種メニューを展開中でありまして、宇治市と本町を結ぶ「宇治やんたんライナー」、また維中前バス停を起終点とした町内観光施設を巡る「やんたんライナーコネクト」とともに、京阪・JR宇治駅と奥山田茶屋村方面を結ぶ「宇治茶バス」も運行されるなど、町内のにぎわいづくりに寄与していただいておりますのでござい

す。

しかし、これらは休日運行でありまして、本町の地域内公共交通であるは一とバス、は一とタクシーとの連携については、まだまだ課題があるのが現状でございます。地域公共交通計画にある「お茶のふるさとを生かす町内での観光移動手段の確保」につきましては、このようなニーズの高い休日運行とバス事業者と連携しながら、今、進めておるところでございますが、観光を目的としたタクシーでの移動やライド&ドライブについても、具体的にはこれからの課題であると認識をしておるところでございます。

これからは、新名神高速道路開通や城陽市のアウトレットの開業をはじめ、大津市までの山手北線、和東町への宇治木屋線（仮称）犬打峠トンネルなど、近隣市町村ともよりつながりが深まってまいると考えておるところでございます。今後、行政間を超えた広域道路ネットワークという視点で公共交通についても議論を重ね、議員がご提案いただいております観光においても、誰もが利用できる仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。本町のまちづくりには、こういった道路を基盤としたアクセスのよさから魅力ある観光資源がある本町に訪れていただけるように、官民が連携して進めてまいりたいというふうに存じますので、今後とも宇佐美議員におかれましてもお力添え、ご指導賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○6番（宇佐美まり） 総括といたしまして、新名神高速道路の開通を間近に控えた今だからこそ、日本緑茶発祥の地として観光を前面に押し出し、アピールしていくことは、とても重要なことだと思います。

例えば、は一とバススクール線とは別に、本町の観光スポットのみを巡るは一とタクシー観光線を開設し、観光に特化した路線を運行させることで、多くの人に宇治田原をもっと知ってもらい、興味を持ってもらい、そういった企画、隠れファンをつくること、ゆくゆく移住・定住につながり、さらに企業誘致にもつながるように思います。

また、この先、新名神高速道路が開通し、宇治田原インターチェンジ（仮称）が完成すれば、本町の観光スポットへ多くの自動車が乗り入れてくるのが考えられます。例えば、奥山田グラウンド、ふれあい広場を整備して、パーク&ライド方式で本町にある観光地に、は一とバスで移動できるような仕組みも、1つの案として挙げられます。

今後も地域公共交通計画に示された計画の着実な進行管理を行うためにも、新しい地域公共交通計画の検証、改善に向け、PDRサイクルによる着実な進行管理をお願い申

し上げまして、私、宇佐美まりの一般質問を終了させていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅田晃弘） これにて、宇佐美まり議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を行います。

午後1時より会議を再開いたしますので、よろしくお願いたします。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後1時00分

○議長（浅田晃弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今西利行議員の一般質問を許します。今西議員。

○8番（今西利行） 今西利行でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、財政問題について伺います。

宇治田原山手線整備や新庁舎建設、都市公園等の大型事業の投資的経費の増加に伴い、各種基金が減少する中、町債残高は大きく増加し、令和5年度は約68億円を見込んでおります。また、それに伴い、公債費も大きく増加する見込みであります。

中長期的な本町の財政見込みにおける公債費は、令和11年度の6億5,200万円をピークとして、当面、約6億円前後で推移すると見込まれることから、非常に厳しい財政状況が続くことが予測されます。実際、地方公共団体の財政健全化判断の指標である実質公債費比率や将来負担比率についても、早期健全化基準には達しないものの、以前に比べると悪化しております。また、財政力指数や経常収支比率も以前に比べると悪化しております。つまり、大型事業に対する借金返済に充てるお金が増えるに伴い、教育や福祉などの独自政策に充てる、自由に使えるお金が減ってきております。

まず、このような財政が厳しくなっている状況についてどのように考えておられるのか、お伺いたします。

○議長（浅田晃弘） 中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） 令和4年度決算では、財政調整基金について、取崩し額を積立額が上回り、およそ9,000万円の積み増しができましたが、この結果は、行政改革の地道な取組によるところもありますものの、根本的な収支構造の改善によるものではないと認識しております。

ご指摘の各種財政指標の推移が示しますとおり、中・長期的な財政シミュレーションにおいて、当面の間、起債償還額の増加に伴う財政の硬直化が進むことは避けられない

と分析しておりますが、一方で、将来のまちづくりのために不可欠な投資は機を逸することなく行う必要もございますことから、「選択と集中」によって歳出と歳入の均衡を図ることを第一に、全庁的に危機意識を共有しながら、引き続き、行政改革の取組を着実に進める必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 将来のまちづくりのために不可欠な投資は、機を逸することなく行う必要については、そのとおりであります。

しかし、肝心なことは、何がまちづくりにとって不可欠な投資なのかであります。

町の重点施策としての幹線道路の整備につきましては、否定するものではありません。そして、町長が目指す道路を整備して企業を誘致し、増えた税収で重点施策である子育て支援をはじめ、教育や福祉等を充実していくことは否定いたしません。

しかし、この間の人口減少、とりわけ子どもの減少は顕著であります。移住・定住も含めて子育て支援は待ったなしと言っても過言ではないと思います。手厚い子育て支援の取組で有名な岡山県奈義町では、合計特殊出生率が30年前の1.41から約2倍の2.95になりました。それは、高校生のバス通学補助に1人当たり13万5,000円を支給、高校生までの医療費無料化、小・中学校給食費の補助、教材費の無償化など、子育て支援の充実に取り組んでこられたことが大きな要因であります。

しかし、その効果が出るには10年以上かかっております。

今、本町が進めている道づくりを通してのまちづくりについては、早くても10年はかかると考えられます。つまり、道路をつくって企業を誘致し、税収が増え、子育て支援を充実させても、その効果が表れるのに合計で20年以上もかかることになるのではないのでしょうか。

本町では、医療支援については京都府の制度の充実に伴い、高校卒業まで拡充されましたが、残念ながら、高校生のバス通学補助については、課税世帯については半額になり、多くの自治体で実施されております恒常的な給食費無償化には背を向けています。町長は、子育て支援が最重要課題だと公言されていますが、全く不十分と言えます。

今後のまちづくりを考えた場合、人口増、子どもの数を増やすことは、出生率を向上させることは喫緊の課題であり、子育て支援にこそ多くの予算を充てるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務担当理事。



○総務担当理事（奥谷 明） 子どもたちへの支援は、町の未来への種まきとも言うべき、欠くことのできない投資であり、苦しい時期にあっても、そのための財源は何としても確保しなければなりません。

しかしながら、先ほどのご質問にありましたとおり、財政状況が厳しさを増す中にあつては、現実に向き合いながら、持続可能な制度へと改めることもまた、宇治田原町の未来を担う子どもたちに対する責任と捉えております。

将来に過度の負担を引き継がないよう、政策選択や制度設計に当たっては、全体の利益、費用対効果、政策の緊急度・重要度を踏まえた、「あれか、これか」の判断を徹底しながら、その時々で必要な施策の重点化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） まず、財政状況が厳しくなったのは、初めにも指摘しましたとおり、大型事業への投資的経費が主な原因であります。例えば、都市公園は必要ないとは言いませんが、財政が厳しい折に何億円もかけて、今どうしても必要なのかということです。反対に、例えば高校生のバス通学費の補助半減についてはどうでしょうか。住民からは、失望の声、怒りの声を聞いております。このような住民の声を聞かずに進めることはいかがなものかと考えます。

また、住民の福祉、暮らしを支える予算を削ってまで大型事業への投資に回すのは、本末転倒ではありませんか。

確かに、おっしゃいましたように、全体の利益、費用対効果、政策の緊急度・重要度を踏まえた「あれか、これか」の判断が重要だとの考えは、私もそのとおりだと思います。

しかし、地方自治体が本来果たすべき役割は住民福祉の向上であり、また、地方自治の本旨から考えて、住民の声、要望をしっかりと聞く中で、住民の理解を得る中で、「あれか、これか」の判断をすることが必要ではないでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） インフラ整備の効果が表れるまでには相当の期間を要するとのこと指摘がございました。換言すれば、しかるべき時期に必要な投資を行わなければ、まちの発展の機会を損失することと同意に捉えております。

また、政策選択に際しましては、単に足元の財政状況が苦しいから「やめる、減らす」に向かうものではありません。人口が減り、経済の低成長下で、収支の変動を考慮せずにこれまでどおりの施策水準を維持することは、無責任に負担を先送りすることには

かなりません。

今の子どもたちの未来を見据え、社会経済情勢の変化に沿った施策を再構築することが重要と認識をしており、ひいては快適で安心安全な暮らしを守り、住民福祉の向上につながるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 最初にも述べましたとおり、インフラ整備の必要性を否定するものではありません。計画的なインフラ整備を進めることは大切であると考えております。

しかし、結果的には、年間予算の1割にまで公債費が増加したことが財政の硬直化を生み、無責任に負担を先送りすることになったのではないのでしょうか。

先ほども述べましたが、地方自治体の大きな役割は住民福祉の向上であります。その目的を達成するためにインフラ整備があるべきであり、インフラ整備のために住民福祉や子育て予算を削ることは本末転倒であります。

現実に人口、特に子どもの数が減っていることを直視すれば、京都府、国も重点施策に触れているように、子育て支援により多くの予算を充てることは喫緊の課題であることを指摘しておきます。

次に、元理事の再逮捕について質問いたします。

本年8月9日、町発注の中央公園造成工事の入札状況を業者に漏らしたとして、町元理事光嶋隆容疑者が京都府警に再逮捕され、その後、見返りに業者から現金を受け取ったとして、8月30日、加重収賄の容疑で追送検されました。再度の不祥事が発覚したことに対して、容疑者への強い非難が広がるとともに、町当局がこのような幹部を長く重用したこと、3年前の官製談合事件を受けた真相究明と再発防止を掲げた町が取組が十分に甘かったかを物語る事態に、町民の驚きと怒りが高まっております。

そこで、5点伺います。

まず、今回の件に関する町の認識について伺います。

本件は2020年9月に実施した入札案件であり、1回目の逮捕以前のものであります。町は第三者による重大事件等調査委員会を設置し、調査検証を進めてまいりましたが、本件について見抜けなかったことをどのように捉えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（浅田晃弘） 村山総務課長。

○総務課長（村山和弘） ご答弁申し上げます。

重大事件等調査委員会は、その所掌事務として「重大事件等の実態把握と原因究明に

関すること」、また、「重大事件等の再発防止策等の提言に関すること」と条例に規定しておりますように、公判等で明らかになった事実に基づき、当該事件の実態把握と原因究明、再発防止策等の提言を行うこととしていたところでございます。

調査委員会は捜査機関ではない中で、公判等で明らかになった事実や関連性のある事実等を基に多数の任意調査をきめ細かく行い、議員もご案内のとおり、報告書は相当に深い内容となっており、当時でき得る限りの調査を精いっぱい行っていたものでありまして、ご指摘は当たらないものと考えております。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） おっしゃるとおり、重大事件等調査委員会は、答弁にあった2つの所掌事務については、町内事業者も含めきちんと聞き取り調査を行い、本件の実態把握と原因究明、本町入札の仕組みの問題点などを明らかにしていただきました。ご指摘のように、大変深い内容となっております。

しかし、今回、別件で光嶋氏の関与が浮上し、再逮捕という事態になりました。私が不十分で甘かった、そして本件について見抜けなかったことについてと言っているのは、調査委員会のことではなく、町の取組のことです。

重大事件等調査委員会の所掌事務の中には、3つ目に、その他町長が必要と認める事項に関するものが含まれております。町長が何を必要と認めるのか、そこに町としての姿勢が表れます。町として全ての入札案件を検証されたのか、ほかにも例えば落札率98%を超えるような案件や、逆に今回の中央公園造成事業のように、最低制限価格をわずかに上回った金額で落札されたような案件については、きちんと町が検証し、場合によっては警察にも情報提供する中で捜査されていれば見抜けたかもし、3年もたつて再逮捕などという事態は避けられたのではないかと私は考えております。

そこで、2問目の今後の調査の在り方について伺います。

多くの住民の中には、まだ氷山の一角だとする意見がございます。うみを出し切る必要があると考えますが、今後の調査をどう考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（浅田晃弘） 村山総務課長。

○総務課長（村山和弘） ご答弁申し上げます。

今回の事件以外の入札案件等に係る調査につきましては、捜査機関である警察の捜査に委ねた上で、捜査に全面的に協力していきたいと考えているところでございます。

なお、今回の事件につきましては、今後の事態の推移を注視しながら、現在の第三者委員会でございます入札監視等委員会とも対応を協議する中で、再発防止策をいま一度

検証してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） さきの重大事件等調査委員会からの指摘にもございますように、他の市町の談合、収賄事件のように、業者から職員に働きかけたのではなく、本町の場合は、光嶋氏主導で進められました。また、光嶋氏は、特命担当として新市街地の土地買収等の事業全般に幅広く関わっておられました。木津川道路株式会社と光嶋氏は知り合いだったとの報道もある中で、今回の件を見抜けなかったことを踏まえれば、まず町として、光嶋氏が幹部職員であった時期にさかのぼって、一定額以上の全ての入札事案について調査検証し、その上で警察にも情報提供を行い、現在の入札監視等委員会ではなく、再度調査委員会を立ち上げ、調査を依頼するべきではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 今回の事件については、いまだ公判等が行われておらず、どのような背景で起こった事件であるか等、今後検証を行う必要があると考えますが、今回の事件に係る入札結果を見る限りでは、今回問題となっている業者と同一金額で入札を行った業者がほかにもあり、抽選の結果、問題の業者に決定されたところであり、疑わしき事実は確認できませんでした。

このようなことから、議員ご質問の元職員が幹部職員として関わった入札案件について、捜査権を有する警察の捜査に全面的に協力し、今後の事態の推移を注視しながら、まずは入札監視等委員会に、当該委員会の設置前にさかのぼった入札案件調査も含め、対応を協議してまいりたいと考えております。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 先ほども指摘しましたように、今回は他の市町と違って、光嶋氏主導で進められ、また、特命担当という要職にあって起こされたものであります。さらには、親戚も含め、業者との密接な親密な関係を利用した犯行でありました。このような点も踏まえた調査が必要と考えます。

入札監視等委員会において、当該委員会の設置前にさかのぼった入札案件調査も含め対応を協議するとのことであるので、徹底的な調査、検証をお願いしておきます。

それでは、次に、木津川道路株式会社に関わって質問いたします。

本件を落札したのは木津川道路株式会社であり、光嶋氏と知り合いだったとの報道も

あります。木津川道路株式会社は、宇治田原町に営業所を新設して、町発注の公共事業にも参入していましたが、府に対して専任技術者を常勤しているように見せかけ、虚偽の申請をしたとして、本年7月5日に建設業法違反の疑いで代表取締役ら5人が逮捕されています。

町に置かれた事務所は誰も常駐しておらず、営業所とは言えない状況であったのではないですか。許可するのは府であります。今後については、町としても府とともに事業者、特に新規の事業者については監視、調査するなどの対応をしていくべきではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 今回の事件を受け、建設業許可行政庁である京都府においても、既に建設業許可審査事務の一層の厳格化に取り組むとともに、特に必要があると認めるときは、業者に対して必要な報告を求め、または、その営業所等に立入検査を行っております。また、本町といたしましても、京都府と情報共有を図る中で、町内営業所を訪問し、営業所の活動実態の把握を既に行ったところでございます。

今後も引き続き京都府と連携し、建設業法に基づき建設工事の適正な施工を確保してまいります。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 分かりました。二度とこのようなことがないように、今後の厳格な対応をお願いしておきます。

次に、住民に対する信頼回復について伺います。

2度の不祥事により、町に対する住民の信頼は地に落ちました。記者会見において町長は、信頼回復のはしごを外されたと被害者的なコメントを発しておられますが、被害者は住民であります。改めて信頼回復に取り組むとのことですが、どうやって信頼を回復されるおつもりですか。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 今回の不正行為事案につきましては、さきの事件発生後、入札不正再発防止策を策定し、これに基づくコンプライアンス条例を制定するとともに、コンプライアンス宣言を行うなど、この3年間、鋭意住民の皆様への信頼回復に努めてまいりましたが、再度の発覚に、町政の責任者としてその責任を重く受け止めておるところでございます。

私は、3期目の町長選挙の際に信頼回復を掲げさせていただき、当選させていただき

ました。今後も私を先頭に、入札不正再発防止策の推進と誠実な行政運営等を通じて、町政に対する住民の皆様への信頼回復に地道に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 住民への信頼回復について、入札不正の再発防止、コンプライアンス条例の制定、コンプライアンス宣言等の取組は当然必要であります。

しかし、一度ならずも2度も不祥事が発覚いたしました。住民の不信は募るばかりでございます。

したがって、先ほどから指摘していますように、元理事に関わった案件についての全面的、徹底的な解明が必要であります。そして、そこまでしてほかに一切不正はないと胸を張って住民の方にきちんと説明してこそ、信頼回復の一步になるのではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 町としては、警察等の捜査に全面的に協力する中で、包み隠さず事実を明らかにすることが、住民の皆様への信頼回復の第一歩であると考えておるところでございます。

その上で、入札不正防止策の推進と誠実な行政運営を図るために、職員の一層のコンプライアンスの徹底を行い、住民の皆様への信頼回復に地道に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 今回の事件で住民の皆さんがどれほど落胆し、どれほど怒っておられるのかをその目、その耳で確かめるためにも、ホームページなどでおわびを載せるだけではなく、町長自らが地域に出かけ、住民の中に入って意見を聞くべきではないでしょうか。そういう場をぜひ持っていただきたい。そのことを強く求めておきます。

それでは、最後に、町長の任命責任について伺います。

町長は、光嶋氏に特命担当という任務を与え、多くの重要案件を任せてきましたが、結果的には法令に違反し、私腹を肥やすという事案が行われ、今回、再逮捕という事態に陥りました。町長は、逮捕後も光嶋氏に対して、経験、知識、交渉力、指導力全般で能力に長けていたという評価をされておりましたが、任命責任、特命担当として長く重用してきたことをどう考えておられるのでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 私の発言に関してでございますけれども、逮捕前の元職員の仕事ぶりについて報道より質問があり、申し上げたことでありまして、逮捕後の今も思っていることではございません。

しかしながら、町の要職に任命した元職員が法令に違反し、2度も不正行為事案を起こしたことは、町長として私の任命責任を痛感しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） それでは、さらにお聞きいたします。

さきの重大事件等調査委員会の報告では、次のように指摘されております。

光嶋は、本件では設計会社の工事見積りに依存せず、光嶋主導で設計金額を決めている。また、入札前に工事業者を確保するため、業者にその金額で工事が受注可能かどうかを確認している。つまり、何度も申し上げておりますが、光嶋主導で工事業者を早い段階で確保しようとし、その過程で設計金額等を伝えられたと見られる。光嶋にとっては、町の予算内で建設工事を受けてくれる業者の早期確保が最優先課題だった。

さらに、一般競争において参加業者を町内に限る地域要件を入れることによって、町が町内業者を育成している、仕事を与えているという優越的地位が形成されていくことにつながる。この結果、工事によっては、業者に無理な契約条件を要求したり、その優越意識が高じて、業者からのお礼の金銭を授受して恥じない意識が醸成される可能性がある。つまり、法の原則である競争入札制度の甚だしい軽視、職業倫理の欠如があると断じております。

町長が任命した特命担当である光嶋氏のこのようなやり方について、町長は全く把握していなかったのでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 元職員の行為につきましては、さきの事件での重大事件等調査委員会の調査結果を受けて把握したものでございまして、それまでは把握をしておりません。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） つまり、任せきりで監督責任を果たしていなかったということであり、事件の重大さに鑑み、任命責任と管理監督不行き届きを認識すれば、町長は辞職に値すると思います。一定の解明、説明を果たした後、その進退を明確にすべきと考えますが、いかがですか。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 私は、引き続き鋭意信頼回復に努めますとともに、また徹底した再発防止策に、私を先頭に職員一丸となって取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

あわせて、京都府、また国とのつながりをより強固なものにし、誰からも好きやねんと言っていただける、未来に希望と責任が持てる、持続可能なまちづくりを全身全霊で進めていくことが、私に課せられた不変の責務であると決意を新たにしておるところでございます。

それと、お許しをいただきたいんですけれども議長、実は、ちょっと申し上げたいと思います。

さきの質問に、大型事業ばかりということをおっしゃってございましたけれども、私のやっている大型事業というのは、例えばこの庁舎、また防災公園、また山手線、山手線は災害時のリダンダンシー効果ということも十分発揮されるということで、やはり全ての住民の皆さんの命を守る、これを優先的にやっておるものでございまして、決して気軽な思いでやっているものではないということをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○8番（今西利行） 公正な規律ある町政運営に対する町長としての責任を果たしていただくためにも、町長は自らを処分されるべきであり、私は辞職に値すると考えております。

以上で、私の一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅田晃弘） これにて、今西利行議員の一般質問を終わります。

続きまして、森山高広議員の一般質問を許します。森山議員。

○4番（森山高広） それでは、通告に従いまして、森山高広が一般質問を行います。

今回は1件のみで、題名はアジア諸国から学ぶについてであります。

国内にいますとそれほど感じませんが、先進国との賃金差は広がり、大きく発展するアジア諸国との賃金差は狭まっています。韓国、台湾、中国、オーストラリアなどのほうが日本より条件がよく、東南アジアでも十分に賃金がよい時代になり、外国人労働者は扱いがひどい日本を避け始めています。また、日本人がよい賃金を求め、外国に働きに行く時代にもなりました。IT関係でも、周辺のアジア諸国よりも遅れ、最先端技術



や大学の研究力でも、G7はもちろん、中国、韓国、イラン、インドなどのアジア諸国にも負けています。

これらの状況については、海外とつながりがある人や海外の情報を直接読める人には、随分前から知られていました。国内でも、東洋経済やプレジデントなどは、内容的に2年から5年遅れですが、記事を書いていますので、気づき始めている人も増えています。一般紙やテレビになるとさらに遅れます。

本町の外部環境に関する情報の遅れは、本町にとっても致命的で、遅れた情報に基づいた施策では、よい結果が得られる可能性はかなり低いです。このままでは、本町の産業、人口、税収にも影響が及ぶと予想されます。

そこで、町の三役が中国、台湾、ベトナムなどのアジア諸国を視察し、現地を肌で感じ、情報の更新と分析をしてはどうでしょうか。物価や賃金差、経済の勢いなど力関係の逆転、最先端のITの利用例など学ぶことが多いです。一度視察すれば、東洋経済などの雑誌や外国メディアなどでアップデートは可能だと思います。肌感覚が身につけば、本町や日本の現状と問題点が明確になりますし、本町レベルでも早めに手を打つという選択肢が増えます。

また、国や関係機関も、近年、日本は厳しい状況にある分析を出し始めています。これは国の問題であって、本町の問題ではないと思われるかもしれませんが、しかし、自治体レベルでも現状と問題を共有しないと、難問には対処できません。

アジア諸国から学ぶための視察をしてはどうでしょうか。今後、視察を通じた経験や気づきは必ずや本町の役に立ちます。

○議長（浅田晃弘） 村山総務課長。

○総務課長（村山和弘） 森山議員のアジア諸国から学ぶについてのご質問にご答弁のほう、申し上げます。

日本経済のみならず、海外経済に目を向けることも重要であると認識はしておりますが、政府系機関や関係団体、例えば独立行政法人日本貿易振興機構JETROなどからの海外の情報収集も可能であり、肌で感じることも大切かもしれませんが、現時点におきまして、アジア諸国を含む海外視察は予定はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 森山議員。

○4番（森山高広） 海外経済に目を向けることも重要であると認識しているのは評価しますが、答弁を聞いていても、ふだんの職員との会話からも、今のままで変化について

いけるのか非常に心配しております。

なぜなら、もう既に本町にも影響が出始めており、大きな変化に対応するため、これまでにない柔軟な思考や視野の広さが求められているからです。

地方では、既に外国人労働者を集めるのが困難になっています。もう日本は選ばれる側で、賃金が安いので来日する労働者の質も下がっています。また、輸入資材や商品に関しても、外国のほうがよい条件を出すので、今まで買えたものが買えなくなる、買い負けの状態になってきています。

これは、本町でも始まっています。本町で海外とつながりある業者さんに聞きましたが、昔は外国人労働者が日本に来る意味があったけれども、今は母国でも働く場所があり、賃金もよくなっているから日本に来る理由がなくなっているとのことです。本町は、府内でも外国人労働者の割合が高い自治体で、また、山手線の工事にも多くの外国人が働いていました。また、輸入資材・商品に関しても、本町の他の事業者様に聞くと、輸入資材が円安ですと高くなるばかりとのことでした。

一方、日本でも貧富の差が広がっているとの記事が出るようになってきました。私は、今まで約45か国に行きましたが、衰退してインフレが続いた国では、知る限り貧富の差がとても大きくなっていました。もともと裕福な層や外国語が堪能な層は富を増やしましたが、特に公務員や年金生活者はどうしようもなく苦しい生活を強いられていました。この例は、将来の本町に当てはまるのかは分かりません。しかし、アジア諸国の物価がますます上がっているため、本町を含む日本の物価も上がるでしょう。例えば、今の物価が1.3、1.5倍になったとき、住民の中にも厳しい人たちが出てくるのではないのでしょうか。

このように、今まで当たり前と思っていたことが通用しなくなっており、本町にも影響を与え始めています。

リスクマネジメントの視点からも、住民のため、もっと積極的に情報を収集し、リスクを分析、分類し、前もっての対応や受け入れる必要があるのではないのでしょうか。政府系機関やJETROから海外に関する情報収集で、この動きの早い時代に対応できるとお考えでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 先ほど申し上げました独立行政法人日本貿易振興機構JETROは一例であり、これに限らず多種多様な機関や団体等からの情報収集を機を逃すことなく行い、状況把握、分析等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅田晃弘） 森山議員。

○4番（森山高広） 外国の情報を新鮮さで並べると、大体、現地、現地のサイトやフォーラム、アメリカ、EU、ロシアなどのメディア、日本の経済雑誌、そして最後に政府系機関の情報や一般紙などという順番になっています。なので、かなりタイムラグがあります。

新鮮さに注目して幅広く調査、分析を行っていただくようお願いします。

また、それを行えば、現地視察が一番効率いいというのが分かっていただけだと思います。

それでは、これで一般質問を終わります。

○議長（浅田晃弘） これにて、森山高広議員の一般質問を終わります。

続きまして、榎木憲法議員の一般質問を許します。榎木議員。

○2番（榎木憲法） 改めまして、こんにちは。

今定例会一般質問最後の榎木憲法です。

通告に従い、質問をさせていただきます。

最近、大人の世界において、同性婚とかトランスジェンダーなどの性の多様性という言葉、マスコミを通じてよく耳にするようになりました。

そのことで、公共トイレや公衆浴場の使用において社会的トラブルが発生したり、小さいときからトランスジェンダーとして相談するところもなく悩み、何度も自殺を試みたなどの記事を目にする機会が増えてきました。

このような背景の中、今の子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、については、いじめの問題や児童生徒の自殺者数の増加傾向などが続いており、社会的に極めて憂慮すべき状況にあると思います。

したがって、性の多様性やLGBTQについても、身近な問題として取り組む必要性を感じているところです。

そこで、本日は、子どもたちへのLGBTQ対応についてというタイトルで3つ質問をさせていただきます。

1つ目は教師の研修について、2つ目は児童生徒への教育内容について、そして、3つ目に第2次性徴期における昨今の取組留意点についてです。

それでは、1つ目の教師の研修について質問いたします。

趣旨は、教師のスキルアップのための研修についてです。

LGBTQへの教育の必要性については、多くの人が認識し、理解は広がっています

が、教える立場の先生方のスキルはどうなのでしょう。もし教える先生が理解、意識不足であったとしたら、知らないことを教えることはできないと思われます。

一般的に、LGBTQについて積極的に学んでいる先生はとても少ないというふうに言われています。知識を身につけることを、意識できていない先生もおられるようだとされています。

また、一方では、重要だと認識されていても、先生方の日常業務は多忙で、働き方改革が言われている現況下では、自己研さんされる機会も少ないのではないのでしょうか。結果、学校内での生徒や児童との関わり方において、どう扱えばいいのか迷っておられる教職員がおられるのではないのでしょうか。

このような状況の中で研修すべき項目は、L・G・B・T・Qそれぞれごとにとりか、あるいは性の多様性についてなどなど、対象範囲が広過ぎてなかなか大変だと思われる。

そこで、質問です。文部科学省が先生方に関する指導要領などが出ていると思われませんが、1つ目に、本町ではどう取り組まれているのでしょうか。研修などについて、実践内容なり計画などについてお聞きします。

2つ目に、また、それらに対する先生方の意見・反応などはいかがでしょう。あわせてお聞きいたします。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 本町では、町内小・中学校の教職員全員を対象とした宇治田原町夏季教職員研修会で、人権教育研修の一環として、令和4年度は日本LGBTQ協会代表理事を講師に招き、性の多様性、LGBTQについて研修を実施いたしました。

また、令和5年度につきましても、講師をお招きし、LGBTQについて研修を行い、小・中学校教職員共通して理解を深めております。

研修後の反応でございますが、「学校での配慮の必要性を再認識した」「性に関する知識と人権意識を高く持つことの大切さを感じた」「研修内容を現場でも生かしていきたい」等の声が聞かれました。

今後も引き続き人権研修を実施し、LGBTQをはじめとする様々な人権問題について、正しい知識や理解を深めてまいりたいと考えております。

○議長（浅田晃弘） 榎木議員。

○2番（榎木憲法） 本町教職員の研修に関しての質問に対し、宇治田原町夏季教職員研修会で町内小・中学校教職員全員を対象に、令和4年度、5年度ともに実施したとの報

告がありました。内容については、人権教育研修の一環として、性の多様性、LGBTQについてとのことでした。つまり、現段階での取組としては、人権教育を研修の基本に置き、その中にLGBTQというのが位置づけられているということを認識いたしました。

このことは、つまるところ、本町の地域性といいますか、今の子どもたちの現状を鑑みての取組、と推察をいたしました。

また、研修後の先生方の反応については、「配慮の必要性を再認識した」とか「現場で生かしていきたい」などの声を聞かせていただき、研修が実のあるものになっているなど安心をいたしました。

次に、2つ目の質問、生徒への教育内容についてお聞きいたします。

生徒指導についても、文部科学省より生徒指導提要が令和4年に改定されましたが、その提要に対し、受ける側で、小学校のLGBTQ教育は、小学生では理解できない、だからやめるべきだとの声もあるようです。本町ではどうなのでしょう。

先ほどの答弁で、教職員は人権教育研修を実施したとのことでした。それらとLGBTQを含めた子どもたちへの教育はどうかされているのでしょうか。その取組内容についてお聞きいたします。

○議長（浅田晃弘） 黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 各校におきまして、LGBTQに特化した学習は実施しておりませんが、互いの個性や価値観の違いを認め、一人一人が自分らしさを大切にできるよう人権週間を定め、様々な人権問題を自分自身の課題として捉え、人権意識を高揚させる取組を実施しております。

また、その解決に向けて実践できる意識、意欲、態度を育成する人権学習を、各教科・領域との関連づけを図りながら実施しているところでございます。

○議長（浅田晃弘） 榎木議員。

○2番（榎木憲法） 答弁で、LGBTQに特化した学習は実施していないとの答弁をいただきました。先ほどの1回目の答弁でも感じたことなのですが、本町では、まだその土壌も重要性もまだ薄い状況なのかなというのを感じた次第です。答弁にありましたお互いを認め合う人権学習を行うことで、子どもたちはその中から自然とLGBTQへの理解、学習がなされていくのだろうと感じたところです。

次に、3つ目の質問、第2次性徴期における昨今の取組留意点についてお聞きします。小学高学年から中学生にかけてのいわゆる思春期と言われる第2次性徴期、この教育

は、人格形成や人権問題なども含め、とても大事なときと認識をしています。

この第2次性徴期における学習指導要領においてですが、LGBTQ対応化が問われる昨今と、それ以前における指導要領とでは変化してきていると思われます。

ついては、下記2点質問いたします。

学習指導要領での変更点は何で、それに対する留意点は何なのでしょう。

2つ目に、小・中学校の教材でLGBTQの記述のある教科書は採用されているのでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 教科書についてでございますが、中学校の保健体育の教科書では、直接LGBTQの文言は入っておりませんが、「性の多様性」というタイトルで記載はされております。

また、小学校では、学習指導要領におきまして、3学年、そして4学年の保健体育の教科で、「思春期には、異性への関心が芽生えること」を指導するよう定めておりますが、これまでLGBTQに関する直接的な記述はされておりました。

来年度以降使用する教科書が先日決定をいたしました。その中で、小学校保健の教科書では、異性に限定しない表現がされるなど、性の多様性を尊重した記述になっており、LGBTQに対する児童の理解を促す内容となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 榎木議員。

○2番（榎木憲法） 使用している教材に、小学校ともLGBTQの直接的な文言は入っていない。性の多様性というタイトルで性の多様性について記述されている。また、小学校3、4年で、思春期には性への関心が芽生えることを指導するように定められているとの答弁がありました。

そして、来年度以降使用する小学校保健の教科書で、LGBTQに対する理解を促すことになっていくとのことなので、本町ではやっとならまだその入口に立とうとされている段階なのだなというふうに認識を改めた次第です。

今回、教師と先生に限り質問いたしました。学べる機会のある対象者は、つまり小・中学生が約600人、その保護者が倍としまして1,200人、計1,800人なんですが、これは、人口約9,000人の中の20%にすぎません。それ以外の学べる機会のない80%の大人たちの浸透をどうするか、別の課題が残りました。そのことについては、また別の機会に質問、質疑などで捉えていきたいと思っております。

最後に、安心して相談のできる先生の存在を求め、そして、残り80%の人たちによる地域での支援や理解により、子どもたちが安心して暮らせるよう、官民一体となり取り組まねばならないということを再認識したところでございます。

以上で、榎木憲法の質問を終わります。

○議長（浅田晃弘） これにて、榎木憲法議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。以上で、本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

本日はこれにて散会します。

次回は9月14日午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日は長時間大変ご苦労さまでございました。

散 会 午後1時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 浅 田 晃 弘

署 名 議 員 森 山 高 広

署 名 議 員 藤 本 英 樹